

計画等の案の概要

名 称	静岡県国民健康保険運営方針		
公表するもの	静岡県国民健康保険運営方針（中間見直し案）		
県民意見の募集	有	有 の 場 合 は その募集期間	令和 8 年10月 9 日（金）～令和 8 年11月 6 日（金）
	無		
担 当 課 等 名	健康福祉部 健康局 国民健康保険課 電話番号 054-221-2333		
総合計画における位置づけ	Ⅱ－２ 健康福祉 ２－１ 医療提供体制の確保・充実と健康寿命の延伸 (3) 生涯を通じた健康づくり ① 個人の生活習慣の改善		
審議会等の名称	静岡県国民健康保険運営協議会		
1 趣旨 静岡県国民健康保険運営方針は、県が市町とともに行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに国民健康保険事業の広域化及び効率化の推進を図るため、国民健康保険法第82条の2に基づき策定する国民健康保険事業の運営に関する方針です。 現方針の対象期間は、2024（令和6）年4月1日から2030（令和12）年3月31日までの6年間で、2027（令和9）年度に中間見直しを行うとしていることから、これを行い、引き続き将来にわたって持続可能で、県民が安心して医療を受けられる制度とするよう取り組んでいきます。			
2 骨子 (1) 対象期間 2024（令和6）年4月1日から2030（令和12）年3月31日まで なお、2027（令和9）年度に中間見直しを行う。 (2) 根拠法 国民健康保険法 第82条の2 (3) 構成 第1章 基本的事項 第2章 国保の医療に要する費用及び財政の見通し 第3章 保険料の標準的な算定方法と保険料水準の統一 第4章 保険料の徴収の適正な実施 第5章 保険給付の適正な実施 第6章 医療に要する費用の適正化の取組 第7章 国保事業の広域的及び効率的な運営 第8章 保健医療サービスに関する施策等との連携 第9章 関係市町相互間の連絡調整等			